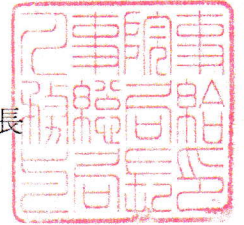


給 生 一 7 3  
令和2年4月24日

## 行政文書不開示決定通知書

上脇 博之 様

人事院事務総局給与局長



令和2年2月26日付け文書（令和2年2月27日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないこととしましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

安倍晋三内閣は、今年1月31日の閣議において、黒川弘務東京高検検事長の勤務を半年延長し8月7日までと決定したが、法務省が国家公務員法の定年延長制を検察官に適用することに関し、

- (1) 閣議決定前に、②安倍総理（秘書官ら総理側近を含む）または内閣官房からの何らかの指示または相談の内容を記録した文書、人事院が回答した内容を記録した文書、
- (2) 閣議決定後に、①人事院が法務省から相談を受けた内容を記録した文書（電子メールを含む。以下同じ。）、人事院が法務省に回答した内容を記録した文書、②安倍総理（秘書官ら総理側近を含む）または内閣官房からの何らかの指示または相談の内容を記録した文書、人事院が回答した内容を記録した文書。

#### 2 不開示とした理由

上記請求対象文書を作成・取得していないことから、文書不存在のため不開示とした。

#### [教示]

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、人事院総裁に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に処分の取消しの